

中部地方整備局の発注工事に携わっている皆さまへ

「設計変更に伴う適正な措置」の取り組みについてのお知らせ

中部地方整備局では、設計変更に伴う契約変更の手続きが適正に実施されることとなるよう、次のとおり取り扱いを定め試行することとしました。

軽微な設計変更につきましては、指示簿により処理してきたところですが、受・発注者が対等な立場であるとの認識と指示簿の積み重ねによる金額の乖離を解消するために、金額変更が伴う設計変更は、これまでの指示簿に代え、協議簿により設計変更内容を指示したものについて、概算金額及び延長必要日数を明示し、受注者と協議を行うことにより合意形成を図ることとしました。

この取り組みは、平成20年12月1日から施行し、原則、すべての土木工事に適用します。

【関係者への周知をお願いします】

問合せ先

中部地方整備局 企画部 技術管理課 島崎・舟橋

052-953-8131

今回の取り組みの背景及び概要

1. 背景

これまで設計変更の受注者への通知は、指示簿により行われていましたが、この場合、工期末の契約変更時において予定価格と受注者との見積金額に大きな乖離が生じている事案が見受けられました。

この指示簿での処置では、設計変更に伴う金額の増減や工期については一切触れられていないため、後日の契約変更時に、これまでの設計変更分を一括して受注者と協議することとなり、ここに大きな課題を残すと共に、受注者に対する片務契約の温床となっていました。

一方、受注者は、現場施工を下請企業に依頼する場合、建設業法第18条（建設工事の請負契約の原則）に基づき適正な下請契約を締結する必要があり、発注者との契約金額が未定の状況のまま、下請企業との契約を結ばざるを得ない状況となり、最終変更額が下請契約金額と乖離を生じている現状となっています。

2. 概要

今回、このような状況を踏まえ、軽微な設計変更につきましては、これまでの指示簿を協議簿に変え、概算金額、延長必要日数を協議することで、受注者は、設計変更内容を指示されたものについて、概算金額、延長必要日数を了解の上、施工に着手できるため、双務性の確保が可能となります。

概算金額については、これを示すことにより、受注者は下請予定者等との見積交渉等の参考となり、透明な下請契約が可能となります。

また、発注者の示す概算金額と下請予定者等との見積りに乖離が発生した場合には、受注者は発注者に対してその内容を示す見積り及び理由をもって回答をし、発注者は妥当性の確認が出来ればその見積りを採用することにより現場実態に見合った金額とすることが可能となります。

延長必要日数については、これを示すことにより、受注者は施工工程を検討し適正な工期にて施工することが可能となります。

「設計変更に伴う適正な措置」

背景

軽微な設計変更は、指示簿により処理

指示簿の積み重ねによる金額の乖離が発生

受・発注者が対等な立場であるとの再認識

目的

発注者の責務

契約の片務性の排除

適正な利益の確保

下請企業へのしわ寄せの排除

措置内容

協議簿に下記を記載し、受注者と協議を行い合意形成を得る。

1. 設計変更内容(指示事項)
2. 概算金額 (協議事項)
3. 延長必要日数(協議事項)

期待される効果

契約変更の手続きが円滑に行われます。

受・発注者が対等な立場における合意に基づいて、透明、公平な契約が可能となります。

受注者は、変更に伴う概算金額が確認できるため下請契約を適切に行なうことが可能となります。

協議による合意形成の流れ

